

一般質問って？

市民の声が市政に届くまで



一般質問は、市民の声や地域の課題を市政に届けるため、議員が年4回の定例会で市の考えを問う貴重な機会です。

「通学路が危ない」「子育て支援をもっと充実してほしい」「地域の施設はこれからどうなるの？」など、地域の声や課題をもとに、議員が市長や教育長など市の幹部(理事者)に方針を問い、改善や政策提案につなげます。

一般質問の準備

① 調査研究・現場確認



市民から寄せられた声や地域の困りごとをもとに、現場確認や聞き取りを行います。制度や予算、他市町の事例なども調べます。

地域の声を市政への問いに変えていく、大切な準備期間です。

② 原稿作成・通告



調査した内容をもとに、何を市に確認し、どのような改善を求めるのか、政策提案を行うのかを整理します。

議場で建設的な議論ができるよう、質問の内容を考えます。質問内容は事前に市へ通告します。

議長

本番

③ 議場で質問

議員が議場に立ち、調査や聞き取りをもとに考えた内容を質問し、直接、理事者に考えや今後の方針を問います。

地域の課題を議場で共有し、改善や政策提案につなげる大切な場です。

その後

④ 改善へつなげる



一般質問は、質問して終わりではありません。答弁がその後どの様に進んでいるかを確認し、必要に応じて要望や提案を重ねます。

進展が見られない場合は、次の一般質問などにつなげます。

議場の流れ

① 壇上で一括質問

質問内容をまとめて市に問いかけます。

② 市が答弁

理事者が方針を答えます。

③ 再質問

答弁を受けて、一問一答で再質問します。限られた持ち時間の中で議論を深めます。

基本ルール

1人あたりの持ち時間は

25分です。

(※3月定例会は代表質問があるため20分)

時計が進むのは、議員が発言している時間だけで、理事者が答弁している間は時計が止まります。

Q

一般質問 と 代表質問 ってどう違うの？

A 一般質問

議員が個人の立場で、市民から寄せられた声や地域の課題をもとに、市の考えや今後の方針について質問するものです。

道路、子育て、教育、福祉、防災、農業、公共施設など地域ごとの課題や市民生活に密着したテーマが多いことも特徴です。

東近江市議会では、**年4回の定例会**で行われます。

A 代表質問

会派を代表する議員が、市長の市政方針や新年度予算、市政運営の基本的な考え方などについて質問するものです。

会派としてまとめた考えや政策の方向性をもとに質問するため、質問内容も市政全体に関わる大きなテーマが中心になります。

東近江市議会では、主に新年度の方針や予算が示される**3月定例会**で行われます。

東近江市議会の特徴

全議員が一般質問を実施！

実質
100%

昨年の改選以後、3回の定例会では、22人中20人が一般質問を実施しています。

議長と監査委員は慣例により一般質問を行わないため、東近江市議会では質問できる議員は全員が一般質問に立っています。

これは近隣市町と比べても高い割合で、市民の声や地域課題について活発な議論が行われていると言えます。

傍聴してみませんか？

本会議、常任委員会、特別委員会は傍聴できます。傍聴をご希望の方は、議会事務局へお申し込みください。本会議は、インターネットや東近江スマイルネットでもご覧いただけます。

市議会議員の活動や市政の方針を身近に知る機会として、ぜひご覧ください。